

令和3年度
公社保有地一般競争入札応募要領

令和3年10月

宇土市土地開発公社

(宇土市企画課企画政策係内)

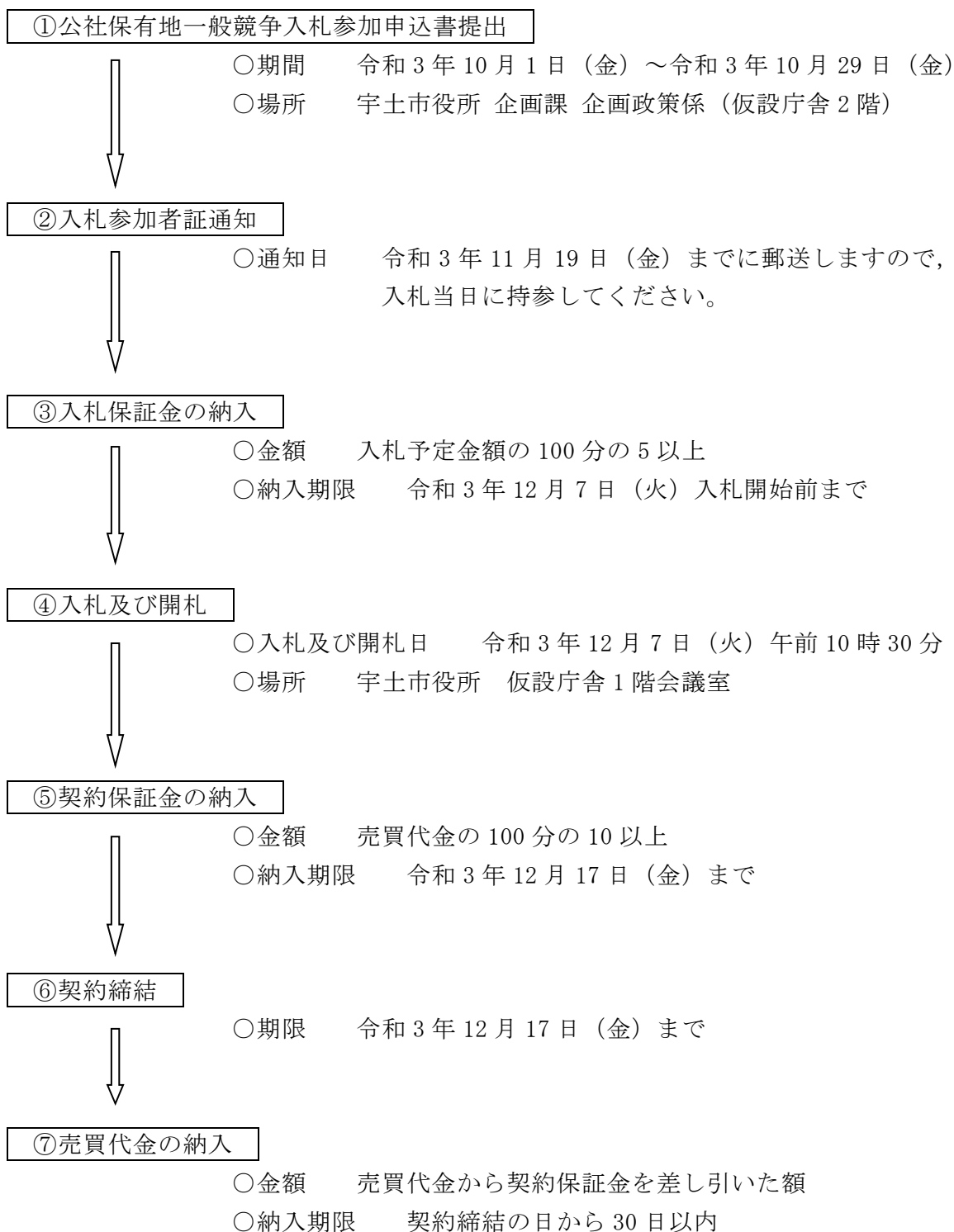
宇土市浦田町51番地

電話(0964)22-1111

一般競争入札による公社保有地売却手続きの流れ

宇土市土地開発公社では、下記のスケジュールで一般競争入札により公社保有地を売却します。

一般競争入札による売却とは、公社があらかじめ決めた予定価格以上で、最も高い価格を入札された方に売却する方法です。



1 入札対象物件

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡) (登記簿)	予定価格
1	宇土市住吉町字新瘤 1917 番 15 宇土市住吉町字分瘤 2047 番 7	宅地	1,174.45	7,966,294 円

2 入札参加申込み

一般競争入札への参加の申込みを希望される方は、次の提出書類に必要事項を記入・押印の上、受付期間内に受付場所まで直接持参して下さい。

(1) 提出書類

- ① 公社保有地一般競争入札参加申込書（様式第 2 号）
- ② 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）
- ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書
法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※「身分証明書」は、本籍地の市町村で発行しています。
※「登記されていないことの証明書」は、成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していないことを証明するものです。
- ④ 市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書
※市外の方は、住所地の市町村の証明書が必要です。（市外の法人の場合は、所在地の市町村の証明書が必要です。）
- ⑤ 誓約書及び照会承諾書（宇土市暴力団排除条例に基づく）
※法人の場合は別紙役員名簿を添付してください。

(2) 受付期間等

- ① 期間 令和 3 年 10 月 1 日（金） ～ 令和 3 年 10 月 29 日（金）
※土日及び祝日は受付を行いません。
- ② 時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
- ③ 場所 宇土市浦田町 51 番地 宇土市土地開発公社
(宇土市役所企画課企画政策係（市役所仮設庁舎 2 階）)

(3) 留意事項

- ① 申込みに係る費用は、申込者の負担となります。
- ② 申込者が登記名義人となりますので、登記名義人を共有にしたい場合は、連名（共有）で申込みをしてください。

- ③ 申込書に押印される印鑑は、実印をご使用ください。

3 入札参加資格

入札は個人（共有名義可）又は法人でも参加できますが、次のいずれかに該当する方は申込みをすることができません。

- (1) 入札日において 20 歳未満の者
- (2) 納付すべき市税等に滞納がある者
- (3) 売却地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に利用しようとする者
- (4) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人，被保佐人又は被補助人であつて，契約締結のため必要な同意を得ていない者）
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で，当該各号に該当する事実があつた後 3 年を経過していない者
- (7) 当該公社保有地に関する事務に従事する宇土市の職員（会計年度任用職員及びそれに類する職員を含む）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号に規定する者，宇土市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 36 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する者その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者

4 入札参加者証通知

入札参加資格の有無については，令和 3 年 11 月 19 日（金）までに入札参加者証（様式第 5 号）を送付のうえ通知します。

なお，この入札参加者証は入札当日に持参してください。

5 入札保証金の納入

入札に参加資格があると認められた方は，入札しようとする金額の 100 分の 5 以上（1 円未満切上げ）の額を入札当日の入札開始前までに納付していただきます。

- (1) 入札保証金は，本公社が発行する「納入通知書兼領収書」により納入してください。
納入通知書兼領収書は，入札参加者証と併せて送付します。
- (2) 納入金額の記入は，算用数字を使用し，最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (3) 入札当日の受付には，入札保証金の領収書を提示してください。提示がない場合

は、入札に参加できない場合があります。

- (4) 落札されなかった方の入札保証金は、「入札保証金還付請求書」の提出を受けて、指定する口座に還付致します。ただし、還付には入札終了後概ね 2 週間程度要しますので、あらかじめご了承ください。還付する入札保証金には、利子は付しません。
- (5) 落札者の入札保証金については、契約時に契約保証金が必要な場合は、契約保証金に充当します。ただし、落札者が指定期日までに落札物件の売買契約を締結しないときは、地方自治法第 234 条第 4 項の規定を準用し、入札保証金は宇土市土地開発公社に帰属します。

6 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和 3 年 12 月 7 日（火） 午前 10 時 30 分
- (2) 入札場所 宇土市浦田町 51 番地 宇土市役所 仮設庁舎 1 階会議室
※入札開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

7 入札方法等

(1) 受付

入札の受付は、入札開始予定時刻の 15 分前から行います。その際、入札参加者証（様式第 5 号）及び、入札保証金の納入通知書兼領収書（納入者用で領収日付印が押印されたもの）を提示していただきます。

なお、代理人により入札する場合は、委任状（様式第 4 号）を提出して下さい。

(2) 入札方法

- ① 入札書（様式第 3 号）に必要事項を記入し、申込者本人の実印を押印してください。ただし、代理人の場合は、委任状（様式第 4 号）に押印した代理人の印を押印し、申込者本人の印は不要です。
- ② 入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ③ 郵送等による入札はできませんので、入札参加者証（様式第 5 号）に記載されている申込者本人又は代理人が参加してください。

(3) 開札

開札は入札終了後、入札の場所において、入札者又はその代理人の立ち会いのもとで行ないます。

(4) 落札者の決定

- ① 開札の結果、入札書に記載された金額が、宇土市土地開発公社があらかじめ定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札となるべき同価格の入札者が 2 名以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

8 入札の際の持参品

- (1) 入札参加者証（様式第 5 号）
- (2) 入札保証金の納入通知書兼領収書（納入者用で領収日付印が押印されたもの）
- (3) 委任状（様式第 4 号）（代理人により入札する場合のみ）
- (4) 印鑑

入札書に押印する本人の実印を持参してください。ただし、代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。

- (5) 入札書（様式第 3 号）
- (6) 筆記用具（黒のボールペン）

記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具は使用できません。

- (7) 入札保証金還付請求書

落札されなかった方が入札保証金の還付を受ける際必要となります。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 入札参加資格が無い者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に達しないもの
（ただし、再度入札の場合はこの限りではない。）
- (3) 入札者の記名押印のない入札書による入札（委任状があるときは、代理人名の記名押印のないもの）
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件が判明できない入札書や入札金額以外の記載事項の訂正に押印がない入札書
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札の際に不正の行為があったと認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 売買契約の締結

令和 3 年 12 月 17 日（金）までに公社保有地売買契約を締結していただきます。

- (1) 契約は実印で行っていただきます。
- (2) 公社保有地売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

11 契約保証金の納付

契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額を、当社が発行する「納入通知書兼領収書」により、売買契約締結時までに納付して頂く必要があります。その際、入札前に納付いただいた入札保証金は、利息を付さずに契約保証金の一部に充当することができます。

12 売買代金の納入

- (1) 売買契約締結日から起算して30日以内に、売買代金から契約保証金として納めた金額を差し引いた残金を当社が発行する「納入通知書兼領収書」により納入していただきます。
- (2) 売買代金を期限までに納入されなかった場合は、契約を解除する場合があります。その場合、契約保証金はお返しできませんので、納入期限には十分ご注意ください。
- (3) 契約保証金に係る利子は付きません。

13 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金が完納された時に移転するものとし、同時に物件を引き渡したものとします。
- (2) 物件は、現状有姿のまま引き渡します。
- (3) 所有権の移転登記は、当社において行いますが、手続きに伴う諸費用（印紙税・登録免許税等）は落札者の負担となります。

14 その他

現地説明会は実施しませんので、入札に参加される方は必ず現地をご確認ください。